



アロドラ人事労務サポートオフィス(社会保険労務士事務所) 代表 下中理栄子
shimonakari@allodola-sr.com http://allodola-sr.com
ケイリエール合同会社(給料計算、経理・記帳代行//人事労務ご相談・コンサルティング)
k.shimonaka@keiryell.co.jp http://keiryell.co.jp
横浜市西区楠町 1-3 BLA 横浜西口ビル 2階 Tel: 045-550-3656 FAX: 045-345-4589

ひばり通信をお届けします。何かお役に立てましたら幸いです。ご感想やご質問などもお気軽にお寄せください。

連載トピックス

ストレスチェック制度のスタートに備えて①

平成 27 年 12 月 1 日から「ストレスチェック制度」がスタートします。
この制度は、同日から施行される改正労働安全衛生法に基づく制度ですが、いくつかの注意点があり、それを意識して準備を進めないと、思わぬところで法令違反となる可能性があります。
今月から数回にわたり、このストレスチェック制度の注意点などを紹介します。まずは、制度の基本を確認しておきましょう。



ストレスチェック制度の基本

<ストレスチェック制度とは>

- ストレスチェック制度は、企業(事業者)が、従業員(労働者)に対して、定期的にストレスチェック(心理的な負担の程度を把握するための医師等による検査)を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促すものです。
そして、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレス要因そのものも低減させようとするものです。
- さらに、その中で、メンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止しようという取組みとなっています。
(労働安全衛生法に基づき、平成 27 年 12 月 1 日から施行)



ストレスチェック制度

医師等によるストレスチェック

→ ストレスの状況の気付きの促進など

→ 高ストレス者からの申出 →

面接指導

→ 必要な措置

<ストレスチェックのポイント>

- ・ 対象者は、常時使用する労働者です。
- ・ 業種にかかわらず行う義務があります(当分の間、従業員数が 50 人未満の事業場では、努力義務)。
- ・ 頻度は、1 年以内ごとに 1 回、行う必要があります。
- ・ 方法は、調査票を配布し、対象の労働者に記入してもらうことが基本です(ITシステムを用いて行うことも可能)。
- ・ ストレスチェックを実施するのは、医師等です。
※医師等…医師、保健師又は厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師若しくは精神保健福祉士をいいます。
- ・ ストレスチェックの結果は、ストレスチェックを実施した医師等から直接本人に通知し、本人の同意がない限りは、事業者には提供してはならないことになっています。



当分の間、従業員数が 50 人未満の事業場では、ストレスチェックを行うことが努力義務とされますが、そのような事業場で行う場合は、助成金を申請することができます。

平成 27 年度の地域別最低賃金の改定状況

平成 27 年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。すべての都道府県において増額改定が行われ、全国加重平均で対前年比 18 円の上昇となりました。使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第 40 条により、50 万円以下の罰金に処されます。

都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成 26 年度		都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成 26 年度	
北海道	764 円	(748 円)	滋 賀	764 円	(746 円)
青 森	695 円	(679 円)	京 都	807 円	(789 円)
岩 手	695 円	(678 円)	大 阪	858 円	(838 円)
宮 城	726 円	(710 円)	兵 庫	794 円	(776 円)
秋 田	695 円	(679 円)	奈 良	740 円	(724 円)
山 形	696 円	(680 円)	和歌山	731 円	(715 円)
福 島	705 円	(689 円)	鳥 取	693 円	(677 円)
茨 城	747 円	(729 円)	島 根	696 円	(679 円)
栃 木	751 円	(733 円)	岡 山	735 円	(719 円)
群 馬	737 円	(721 円)	広 島	769 円	(750 円)
埼 玉	820 円	(802 円)	山 口	731 円	(715 円)
千 葉	817 円	(798 円)	徳 島	695 円	(679 円)
東 京	907 円	(888 円)	香 川	719 円	(702 円)
神奈川	905 円	(887 円)	愛 媛	696 円	(680 円)
新 潟	731 円	(715 円)	高 知	693 円	(677 円)
富 山	746 円	(728 円)	福 岡	743 円	(727 円)
石 川	735 円	(718 円)	佐 賀	694 円	(678 円)
福 井	732 円	(716 円)	長 崎	694 円	(677 円)
山 梨	737 円	(721 円)	熊 本	694 円	(677 円)
長 野	746 円	(728 円)	大 分	694 円	(677 円)
岐 阜	754 円	(738 円)	宮 崎	693 円	(677 円)
静 岡	783 円	(765 円)	鹿児島	694 円	(678 円)
愛 知	820 円	(800 円)	沖 縄	693 円	(677 円)
三 重	771 円	(753 円)			
全国加重平均額				798 円	(780 円)

最低賃金の計算方法

- 時給制の場合：「時間給 \geq 最低賃金額」ならOK
- 日給制の場合：「{日給 \div 1日の所定労働時間} \geq 最低賃金額」ならOK
- 月給制の場合：「{(月給 \times 12) \div 年間総所定労働時間} \geq 最低賃金額」ならOK



* 最低賃金の対象から除かれる賃金額

- ・ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）
- ・ 所定労働時間を超える時間の労働、所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金、休日割増賃金など）
- ・ 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ・ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

お仕事 カレンダー 11月

- | | |
|-------|---|
| 11/10 | <ul style="list-style-type: none"> ●一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事 ●10 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 11/15 | <ul style="list-style-type: none"> ●所得税予定納税額の減税申請 |
| 11/30 | <ul style="list-style-type: none"> ●10 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●所得税の予定納税額の修正申告 ●所得税の予定納税額の支払 ●個人事業税の納付(納付対象:第2期分) ●9 月決算法人の確定申告・翌年 3 月決算法人の中間申告 ●12 月・翌年 3 月・6 月決算法人の消費税の中間申告 |

新情報！● 厚生労働省関係の主な制度変更(平成 27 年 10 月)

厚生労働省より、平成 27 年 10 月頃から施行(実施)される厚生労働省関係の主な制度変更のうち、特に国民生活に影響を与える事項についてお知らせがありました。そのうち、年金関係と雇用・労働関係の事項を紹介します。ご存知のことが多いかもしれませんが、今一度確認しておいてください。



■ 厚生労働省関係の主な制度変更(平成 27 年 10 月)／年金関係と雇用・労働関係 ■

年金関係	内容	実施時期	主な対象者
被用者年金制度の一元化	平成 27 年 10 月から厚生年金保険に公務員及び私学教職員も加入することとし、被用者年金制度が厚生年金保険制度に統一される。	平成 27 年 10 月 1 日	厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済の加入者等
厚生年金保険料率の引上げ	厚生年金保険料率は 9 月分(主に 10 月分給与の源泉徴収)から 0.354%引上げ(～8 月分 17.474%、9 月分～17.828%)	平成 27 年 9 月～(9 月分は 10 月納付)	厚生年金保険の被保険者、事業主等
国民年金保険料の 5 年後納制度の開始	10 年後納制度を実施してきたが、その終了後は、徴収時効(2 年間)の過ぎた過去の国民年金保険料の未納期間のうち、過去 5 年間の保険料を納付することができる制度が、平成 27 年 10 月から平成 30 年 9 月までの 3 年間の時限措置として開始される。	平成 27 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日	老齢基礎年金の受給権を有しておらず、過去 5 年以内に未納期間を有する方
雇用・労働関係	内容	実施時期	主な対象者
最低賃金額の改定	都道府県ごとに定められている地域別最低賃金額が改定される。 すべての都道府県で、時間額 16 円から 20 円の引上げ。	平成 27 年 10 月 1 日以降、各都道府県で順次発効	すべての労働者とその使用者
青少年の雇用の促進等に関する法律の一部施行等	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定し、これらの企業の情報発信を支援する。	平成 27 年 10 月 1 日	常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主
青少年の雇用の促進等に関する法律の一部施行等	多様な人材の円滑な就職等を推進するため、ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして見直し、その普及・促進を図る。	平成 27 年 10 月 1 日	事業主、求職者、在職労働者、教育訓練機関等
労働者派遣法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 派遣事業の健全化 派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ 労働者派遣の位置付けの明確化 より分かりやすい派遣期間規制への見直し 派遣労働者の均衡待遇の強化 	平成 27 年 9 月 30 日	派遣労働者、派遣元事業主、派遣先
労働契約申込みみなし制度の施行(労働者派遣法関係)	派遣先が、一定の違法派遣を受け入れた時点で、派遣先が派遣労働者に対して、当該派遣労働者の派遣元事業主における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす制度	平成 27 年 10 月 1 日	派遣労働者、派遣元事業主、派遣先

☆ 施行(実施)から 1 か月程度経ちますが、対応すべきもので、未対応のものはないでしょうか？
各制度の内容なども含め、ご質問があれば、気軽にお声かけください。

あとがき：浅田真央選手が復帰、G P 中国で優勝されました。曲や衣装・メイクもとても似合っていて、色々あったと思うのですが…戻りたくなったという気持ちに敬意を表します。いよいよ冬ですね！ご自愛ください。

代表：下中 理栄子(社長の“プライマリ”パートナー)プロフィール

創業したばかりの会社や、規模の小さい会社の社長のパートナー。「はじめての雇用」を軸に、会社の成長をサポートする。20 年以上の経理・管理経験で、トータルなアドバイスも行う。

経理が好き過ぎて、経理・会計を受ける会社も設立。モットーは「いつも笑顔とホスピタリティー」
子供の頃から歌が好きで、本気で歌手を目指していたという経験を持つ。

事務所&会社名の由来…アロドラとは、イタリア語で「ひばり」のことです。歌が好きなことと、事業主様と一緒に高く翔きたいという思いも込めています。

会社名の「ケイリエール」は、経理を応援するというイメージ。「利を得る」の意味もあります。

